

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年1月24日開催 主要行等]

1. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが求められる。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務についてはしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。

2. 契約・決済連携に向けた実態調査の実施について

- 金融庁は、2021年10月のデジタル庁発足以降、経産省・中企庁といった関係省庁と連携のもと「契約・決済アーキテクチャ検討会」に参加。同検討会では、2023年10月に予定されているインボイス制度導入を契機として、受発注・請求から決済に至る企業間取引のデジタル化・データ連携を図ることを目標として検討を行っているが、このうち特に決済領域においては、法人向けインターネットバンキングやZEDI（全銀EDIシステム）の利用促進といった取組みが重要。
- 法人向けインターネットバンキングについては、依然として中小・零細事業者における利用が低調であるとの指摘もあるが、日本企業及び金融機関における事務効率化やデジタル対応を進めていく上では、金融機関がより利便性の高いインターネットバンキング・サービスの提供を行い、企業により広く活用されることが望ましい。法人インターネットバンキングの利用促進に向けては、これまでも金融庁として、金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しの一環として議論してきたが、2021年12月には、規制改革推進会議において、法人向けインターネットバンキングの利用状況の実態把握、

利用促進のための課題の抽出及び目標値の設定を行うこととされた。

- こうした点を踏まえ、2021 年末、金融庁から各行に対して、法人向けインターネットバンキングや ZEDI、更新系 API の利用状況に係る実態調査の依頼を発出した。本件調査へ協力いただくとともに、法人向けインターネットバンキングの更なる利用促進のための取組みを行っていただくことを期待。

3. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めている。金融庁としても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正時などに、本意見交換会を通じ、円滑な旧姓による口座開設等への対応についてお願いをしてきた。

- 金融機関の利用者等より、旧姓による口座開設に対する要望に加え、
 - ・ 銀行に対して、普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申し出たところ、「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなく、早急に新姓に名義変更する必要があると言われた、
 - ・ 身分証に旧姓が併記されているにもかかわらず、別途、口座を旧姓名義のままとする旨の申告書の提出が必要と言われたが、その必要性について、十分な説明がなされなかった

等といった、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が複数寄せられている。

- 旧姓使用に対する社会的な要請の高まりも踏まえ、希望する顧客に対する適切な対応をお願いしたい。

具体的には、

- ・ 旧姓による口座開設等に可能な限り前向きに対応いただくほか、申し込みを受けた際の丁寧な顧客説明の徹底、
- ・ さらに、旧姓による口座開設等に真に必要な手続きや、旧姓名義で取引可能なサービス等に関するホームページでの周知など、積極的な情報発信

を通じ、顧客からの十分な理解を得られるよう努めていただきたい。

- 金融庁としても、関係省庁と連携しつつ、各金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施する予定なので、協力をお願いしたい。

4. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR は、米ドルの一部テナーを除き、2021 年 12 月末に公表が停止された。大半の契約については 12 月末までに移行対応が完了されているものと認識しているが、一部の残存契約の適切な管理や、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- 移行が真に困難な契約について、やむを得ずシンセティック円 LIBOR を利用する場合には、2022 年末までの時限的措置であることにも留意しつつ、適切な顧客対応を行っていただきたい。金融庁としても、シンセティック LIBOR の利用状況や顧客対応状況の確認等、必要に応じてモニタリングを実施していく。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されている米ドル LIBOR の一部テナーについて、米当局は、2022 年 1 月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。

5. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 2021 年 12 月 24 日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表。
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続。

- 経営者保証については、2021年11月に閣議決定された経済対策でも挙げられるなど、社会的な関心の強い分野であり、引き続き更なる取組みをお願いする。
- なお、金融庁としては、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、特に無保証融資割合の低い金融機関については、引き続き個別にフォローアップヒアリングをしていく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても併せて伺うことを考えている。

6. 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について

- 金融庁では、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択に一層貢献するとともに、顧客の各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、外貨建保険について、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義した2つの指標を1月18日に公表。
- 公表に当たっては、共通 KPI の実態をイメージしやすいよう、外貨建保険を販売する主要な銀行等に対し、2021年時点の数値の試算を依頼し、その結果を分析してとりまとめたので、内容について2点紹介したい。
- 販売会社が、外貨建保険でどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかを示す「運用評価別顧客比率」については、6割程度の顧客の運用評価率がプラスであり、逆に4割程度の顧客がマイナスであった。
- 銘柄ごとの手数料とリターンの関係を示す「銘柄別コスト・リターン」については、コストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向。その要因については、外貨建保険は、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど1年あたりリターンが高くなる傾向。加えて、契約期間が長いほど1年あたりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向がある。すなわち、契約期間の長短がこの関係に影響しているのではないかと考えられる。

○ なお、本 KPI を公表する際には、

- ・ 保険は死亡保障などの保障機能を有しているが、本 KPI にはこのような機能が反映されていないこと
- ・ 「銘柄別コスト・リターン」については、保険会社が販売代理店に支払う代理店手数料率をコストと定義している一方、投資信託のコスト・リターンについては、顧客が負担する販売手数料率及び信託報酬率をコストとしていること

から、これのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではない点について、顧客に誤解を与えないよう留意願いたい。

○ 今後、外貨建保険を販売している金融事業者においては、自社の共通 KPI を公表することで、販売商品がどの程度リターンを生じているかの「見える化」を進め、顧客本位の業務運営をさらに推進いただくことを期待。

7. REVICareer (レビキャリア) への登録について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 地域経済活性化支援機構 (REVIC) に整備する大企業人材の情報登録システム (通称「REVICareer (レビキャリア)」) は、2021年10月1日より本格稼働を開始。2022年1月からは地域金融機関が地域企業の求人情報をアップロードし、それを大企業が閲覧する機能がシステムに追加された。レビキャリアに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただければ幸い。

8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《マネロン等対策について》

○ マネロンガイドラインの対応すべき事項について、2024年3月末に向けて

態勢整備を進められていると承知。

- 金融庁としては、引き続き、預金取扱金融機関を中心に、財務局と協働して、マネロン等対策に係る検査を実施していく。

《継続的顧客管理を装ったフィッシングメールについて》

- 最近、金融機関を装い、マネロン等対策の名目で、利用者情報を不正に入手しようとするフィッシングメールが確認されている。
- 現在、継続的顧客管理のため、顧客の情報や取引の目的等を電子メールやウェブ上で確認する取組みを進めている金融機関も多いと思われるが、このようなフィッシング手口と継続的顧客管理の取組みが混同され、忌避されることのないよう十分配慮いただきたい。
- 顧客に対し、
 - ・ 金融機関を名乗る不審な宛先からのメールやSMSに注意すること
 - ・ 継続的顧客管理の一環で取引口座の暗証番号やパスワード等をオンライン上で入力させることはない

等のフィッシングへの注意喚起も併せて、取り組んでいただきたい。

《マネロン広報について》

- このような事態も踏まえ、金融庁では政府広報を含め、各業界団体と連携して、マネロン等対策に係る確認手続きについて国民の皆様への周知に一層努めていく予定。
- 引き続き、マネロン等対策に係る周知・広報活動に努めてまいりたいと考えており、金融庁と連携して取り組める活動があれば、積極的に提案いただければ幸い。

《マネロン等に係る情報発信について》

- なお、マネロン等対策について預金取扱金融機関から、さまざまな質問・意見をいただいている。特に、継続的顧客管理における対応については多くの声をいただいております、それを踏まえ、より分かり易い考え方を示せるよう

整理を進めている。協会等を通じ、可能な限り早く考え方を示す予定。

- 今後もマネロン等対策に係る情報発信を積極的に行い、各金融機関のマネロン等管理態勢の高度化を後押ししていく。

9. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関等からは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員等からの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 220 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
 - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
 - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

10. 2022 年の主要な国際動向について

《サステナブル・ファイナンス》

- 2022 年のインドネシア議長下での G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブル・ファイナンス作業部会 (SFWG) では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みについて、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合 (GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、トランジションファイナンスと定義されるローンの具体的な内容について、その評価手法を含めた検討がなされると承知。
- また、気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、4 月末には中国・昆明で生物多様性に関する COP15 が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込み。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂 (Diversity and Inclusion) の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

《オペレーショナル・レジリエンス》

- 金融安定理事会 (FSB) やバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) などにおいて、金融機関の委託先について、少数のサービスへの集中、サプライチェーンの複雑化等、従来 of 外部委託に関する規制・監督手法では対応できない課題が

出現し、近年、大きな脆弱性・リスクと意識されている。

- 2022年は、例えば、オペレーション・チェーンが長くなるなかで、①重要なサービス提供とは何か、②市場における代替可能性などの視点をどう織り込んでいくか、などにつき、国際的な目線をより具体的に議論していく予定。
- これまでの作業においても、金融安定理事会の市中協議文書に全国銀行協会から意見が提出されているが、作業が具体化された際は、引き続き緊密に意見交換をしてまいりたい。

(以上)